

広島県告示第千百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤田 雄山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	介護予防サービス事業所		指定年月日
			名称	所在地	
地主 和人	広島市東区温品四丁目二一番三十一号五〇五	地主クリニック介護リハビリセンターデイケアたまゆら	広島市安佐南区祇園二丁目一二番一九号	平成一九年一〇月一日	
医療法人社団 清風会	広島市佐伯区倉重一丁目九五番地	五日市記念病院	広島市佐伯区倉重一丁目九五番地	平成一九年一月一日	
医療法人社団 翠仁会	福山市新市町戸手二七三番地の二	医療法人社団 翠仁会三上病院	福山市神辺町川南五四七番地の三	平成一九年一月一日	